

神奈川県最低賃金審議会
会長 盛 誠吾 様
神奈川県労働局
局長 西村 斗利 様

2022 年度・神奈川県最低賃金改定にあたっての要望書

コロナ禍やウクライナ危機、円安の進行などが要因となって、物価高騰が労働者・県民の生活を直撃しています。とりわけ、最賃額近傍の賃金で生計を立てている労働者は、もともと生活に余裕がないなかで、食料品や日用品が値上がりし、やりくりが困難な事態となっています。最低賃金法第1条「目的」の1番最初に記されているのが「労働者の生活の安定」です。法の目的を達成するために、最低賃金を大幅に引き上げる改定を強く要望します。

また、国バラバラで格差の大きい最賃額は労働者にとっても使用者にとっても様々な矛盾があります。神奈川県労連では全国一律最低賃金制度を求めています。制度のあり方についての議論も進めていただくことを要望します。

経済協力開発機構（OECD）の調査によれば、日本の平均賃金は平均を大きく下回り、韓国も下回って34か国中24位となっています。最低賃金についても、7月26日に産経新聞が「日本、欧米に比べて大きく見劣り」と報道する状況です。コロナ禍や物価高騰のもとでも、世界各国では最低賃金を引き上げています。国によって制度など状況の違いがあるとはいえ、労働者の賃金引き上げにともなって各国の経済が成長していることは明瞭です。一方で、賃金が上がらないために、日本の経済がほとんど成長していないことも明らかです。日本や神奈川の経済を発展させるためにも、賃金・最低賃金の引き上げは必要と考えます。

神奈川県労連は、物価だけでなく様々な資材なども高騰・不足するなかで、最賃の引き上げとあわせた中小企業支援の抜本的強化も必要と考えています。上部団体の全労連では支援策の提言案を取りまとめ、「助成金の前渡支給」、「社会保険料の減免・軽減措置」、「公正な取引の実現」などを求めています。

2022年度の神奈川県最低賃金改定の議論にあたって、下記事項について審議会で議論していただくよう、要望します。

記

1. 神奈川県最低賃金時間額を早期に「時間額 1500 円以上」にすること。生計費を満たす最低賃金額の水準を議論していただくこと。
2. 地方ごとの最賃額の格差の是正や、全国一律最低賃金制の確立を議論していただき、中央最低賃金審議会と厚生労働大臣に意見を具申すること。
3. 中央最賃審議会と厚生労働大臣に、中小企業支援策の抜本的強化を求めること。

2022年7月29日

神奈川県労働組合総連合
議長 住谷 和典



全国一律最低賃金で地域活性化

～中小企業支援の提言～

2022年1月 全国労働組合総連合

はじめに

全労連は、全国一律最低賃金の実現を求め、政府に法改正を求めています。しかしその実現には、中小企業庁などによる現在のような支援策では不十分です。2020年に中間報告をとりまとめた後から以降、経営者団体のみなさんなどとの懇談を重ね、最低賃金の引き上げを進めるために必要な中小企業に対して行うべき政策について提言としてとりまとめるに至りました。

詳しくは本文を参照していただくこととし、概要をご紹介します。

1 直接支援

2 公正取引

3 地域循環

提言の第一 直接支援

中小企業が最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するほか、大きな負担となっている社会保険料の減免を行うことが必要です。

① 助成金の支給

全労連は、最低賃金を全国一律で1,500円に引き上げることを求めています。現在、沖縄県と高知県では最低賃金が820円、一番高い東京でも1,041円です。最低賃金の引き上げで個々の事業に悪影響を及ぼしてはなりません。少なくとも、最低賃金引き上げの確定に伴い、当座の資金として時間単価300円×150時間×12月=54万円を助成します（必要予算額2兆7千億円）。

② 社会保険料の減免

企業経営が赤字であっても毎月納入しなければならないのが、社会保険料です。賃金引き上げに伴い、さらに企業の負担も増えます。中小企業については、厚生年金保険料、健康保険料の事業主負担額の3割を国が負担することとします（必要予算額4兆円弱）

③ 財源

中小企業支援に必要な財源は、防衛費（5兆円）の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなうこととします。

提言の第二 公正取引

何よりも大切なことは公正取引の実現。賃金引き上げに伴う単価引き上げなどが適正に行われるようにすることが必要です。

① 適正取引の実現

最低賃金の引上げ等に伴い、買ったとき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を推進することが必要です。親企業による不当なしわ寄せを許さない公正で適正な取引の実現を求めます。

② 独占禁止法の改正

労働組合と締結した賃金協定について、独占禁止法の「カルテル」として違法とならないよう適用除外する法改正を求めます。

③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

下請企業が申告するハードルは高いといえます。相談がしやすい窓口と迅速な処理が行われるよう公正取引委員会の体制拡充を求めます。また、プラットフォームなどを規制対象とする法改正を求めます。

提言の第三 地域循環

経済活動において、東京や国外にほとんどの利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させるとりくみが必要です。

① 社会保障分野の中小企業支援

社会保障分野、とりわけ介護分野は中小企業が大半です。賃金引き上げを図るため、公的価格の引き上げなどを求めます。

② 有効需要の創出

地域経済を循環させるため、インフラ整備などで国・自治体による計画的な発注を求めます。

③ 関係法の改正

小規模企業振興法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律などの改正を求めます。また、公契約法の制定を求めます。

④ 地域金融機関の強化

地域に密着した金融機関は、融資だけでなく経営支援を様々な形で機動的に行うことが可能です。地域密着の金融機関を強化することが必要です。

全国労働組合総連合

〒113-8634 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階
TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620

